

名 称	日 時	会場等	お問い合わせ先
第56回 中小企業団体三重県大会	10/10(木) 13:30～	会場：アスト津 4階 アストホール (津市羽所町 700 番地)	企画情報課 TEL059-228-5195
BCP策定推進講習会	10/24(木) 13:30～	会場：プラザ洞津 3階 孔雀の間 (津市新町 1-6-28)	企画情報課 TEL059-228-5195
事務局レベルUP!講習会	10/28(月) 11/13(水) 13:30～	会場：三重県勤労者福祉会館 6階 研修室 (津市栄町 1 丁目 891 番地)	企画情報課 TEL059-228-5195
第71回 中小企業団体全国大会	11/7(木)	会場：鹿児島アリーナ (鹿児島県鹿児島市)	総務調整課 TEL059-228-5195
新春セミナー・賀詞交歓会	令和2年 1/22(水) 14:30～	会場：ホテルグリーンパーク津 (津市羽所町 700 番地)	企画情報課 TEL059-228-5195

女性活躍推進法が改正されました!!

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります。

※改正法は令和元年6月5日に公布されました。

○労働者が101人以上の事業主の皆さまへ (施行:公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

○労働者が301人以上の事業主の皆さまへ (施行:公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

①職業生活に関する機会の提供に関する実績

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

の各区分から1項目以上公表する必要があります。(現行は14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。)

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設します
(施行:公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

☆ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

☆ 女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省HP(女性活躍推進法特集ページ)をご覧ください。

お問合せ先 三重労働局 雇用環境・均等室 059-226-2318

「中央会レポートみえ」へ情報をお寄せください!!

三重県中小企業団体中央会では、本誌を組合活動のPRにお役立て頂くために、イベントや記念事業、各種研修会・講習会開催の情報を募集しております。組合で行うイベントや行事等ございましたら、ぜひ情報をお寄せください。

三重県中小企業団体中央会 企画情報課

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL:059-228-5195 FAX:059-228-5197

URL: <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail: kikaku@chuokai-mie.or.jp